

議案第九号

職員等の旅費に関する条例の一部改正について

次のとおり職員等の旅費に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十一年三月十日

三朝町長 松村 喬 成



昭和五拾壹年参月拾九日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町条例第

号

職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

職員等の旅費に関する条例（昭和四十五年三朝町条例第六十七号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「こえる」を「超える」に、「定額の十分の二」を「定額の十分の一」に、「定額の十分の三（外国旅行に係るものについては、十分の二）」を「定額の十分の二」に改める。

第十七条第一項中「十一円」を「十五円」に改める。

第二十五条第二号を次のように改める。

二 削 除

別表第一中「別表第一 内国旅行の旅費」を「別表第一 内国旅行の旅費（第十八条―第二十二條、第二十五條、第二十六條關係）」に改める。

別表第一の一の表中

7500円	8000円	8100円	8400円
-------	-------	-------	-------

を

1100	2500	3000	4100
------	------	------	------

に改める。

別表第一の二の表中

8400円	8500円	8800円	9000円	104100円	111000円	120000円
-------	-------	-------	-------	---------	---------	---------

12000円

を

84000円	85000円	88000円	110000円	124000円	140000円	144000円
--------	--------	--------	---------	---------	---------	---------

121000円

に改める。

附 則

- 1 この条例は、昭和五十一年四月一日から施行する。
- 2 改正後の職員等の旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、次項に定めるものを除き、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に完了する旅行について適用し、施行日前に完了した旅行については、なお、従前の例による。
- 3 改正後の条例第十七条第一項及び別表第一の二の規定（着後手当に係る部分を除く。）は、施行日以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。